平成２９年（フ）第３８８号
川崎市宮前区けやき平７番20―101号　エリシオン宮前
債務者　堀井　隆幸
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第３８９号
川崎市中原区小杉御殿町２丁目161番地　恵比寿荘　101
債務者　大阿久秀彦
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４０２号
川崎市川崎区日進町９番地13　みゆき、前住所川崎市幸区塚越２丁目285番地２　Ｇｌａｎｚ神　407
債務者　田澤　征二
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４０５号
川崎市川崎区池上新町２丁目７番14号　吉田ハイツ　202
債務者　下村　昌弘
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４１２号
川崎市宮前区野川2245番地　野川南台アパート　６―203
債務者　鈴木ユキ子
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４３０号
川崎市川崎区渡田新町２丁目３番４号　レジデンスＤ　202
債務者　間所　達也
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第４３８号
川崎市川崎区大島１丁目４番８―303号　イーストブルー、前住所川崎市川崎区砂子２丁目９番地４　グランシャルム川崎　316
債務者　笹生　雄一
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２６９号
静岡県熱海市下多賀410番地の６
債務者　峯嶌　晃一
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第８８８号
愛知県半田市乙川新町３丁目47番地
債務者　羽山　哲生
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１００３号
名古屋市中区千代田４丁目19番12号　アヴァーンスＦ301号、従前の住所愛知県尾張旭市井田町３丁目60番地　ラビデンス尾張旭光和401号
債務者　上原　聖史
1　決定年月日時　平成29年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３００号
兵庫県加古川市志方町上冨木12番地の１
債務者　東田さち子
1　決定年月日時　平成29年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月３日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２９年（フ）第１５号
石川県輪島市新橋通７字100番地７、住民票上の住所石川県輪島市大沢町清水平37番地
債務者　車田　正和
1　決定年月日時　平成29年８月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
金沢地方裁判所輪島支部

平成２９年（フ）第４１３号
北九州市八幡東区清田４丁目28番５号
債務者　加世田和恵
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４５０号
北九州市小倉北区神幸町２番12―701号
債務者　木村　明人
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月26日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第１９２号
函館市花園町１番12号
債務者　吉田　有那
1　決定年月日時　平成29年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第２０１号
北海道二海郡八雲町豊河町28番地５　マンションリッチ105号室
債務者　塩野谷勇太
1　決定年月日時　平成29年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第６８号
岐阜県揖斐郡大野町大字黒野340番地５
債務者　渡邉　　昇
1　決定年月日時　平成29年８月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月28日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係